

資料⑤

丹波市生涯学習基本計画審議会に関する運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例（平成25年丹波市条例第7号）第8条の規定に基づき、丹波市生涯学習基本計画審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開等）

第2条 会議（会議において配布された資料を含む。この条において同じ。）の公開又は全部若しくは一部の非公開は、委員長が会議に諮って、これを定める。

2 会議の公開に際しては、丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）の趣旨に照らし配慮するものとする。

（傍聴に関する事項）

第3条 審議会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（会議録の作成）

第4条 審議会の会議録は、まちづくり部市民活動課において作成する。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。